

川西市職員の懲戒処分等について

令和8年3月27日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事案の概要

対象職員は、令和7年頃から現在に至るまでの間に、1日に数回の頻度で、出向先の施設間を移動する間に、加熱式たばこの喫煙を繰り返した。公務中の行為であり、本市においては、各職員に対して明確に執務中の喫煙を禁止し、事あるごとに勤務時間中の禁煙を徹底する旨通知していたものであるから、懲戒処分の対象となりうる重大な非違行為に該当する。

対象職員は、参事、すなわち副部長級の職員であり、本市の職員として高い品位の保持が求められる地位にあるというべきである。また、本件はいずれも職場近辺の路上における喫煙であって、外部から目撃されることにより本市職員の規律保持に対する信用失墜の程度も大きいと言える。その上で、本件については、禁止されていることを十分に認識していながら、服務規律違反を常習的に繰り返しているものであり、規律意識の鈍麻の程度も軽視できないものとして、下記の処分を行ったもの

2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
市民環境部	副部長級	60歳代	R8.3.27	減給1箇月 (給料月額額の10分の1)

【問い合わせ先】
総務部職員課
電話 072-740-1142